平成２８年（フ）第１６０号
宮崎県延岡市天神小路310番地１
債務者　新名　俊一
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８９号
栃木県佐野市越名町374番地
債務者　深谷　定男
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３６９号
奈良県奈良市大宮町３丁目１番18―802号
債務者　塚田　昌幸
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３８９号
奈良県生駒市西松ヶ丘25番32号
債務者　芝本　大藏
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６５号
佐賀県鳥栖市田代大官町795番地１　ハイツフジタ402
債務者　東　　順子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
神奈川県小田原市蓮正寺897番地の１　ロッキーホーム「ニュー蓮正寺」304号
債務者　木村　健一
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７００号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7211番地の４
債務者　大谷　英一（旧姓皆川）
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２９号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1222番地11　基町住宅35号室
債務者　内田　理子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
山口県美祢市秋芳町青景1147番地１
債務者　小嶋てるみ
１　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９４号
札幌市東区伏古８条４丁目１番５―402号
福谷方
債務者　蝦名　正雄
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３０号
札幌市東区北32条東１丁目７番10―208号
債務者　平松さき子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４１号
札幌市北区北26条西２丁目１番22―401号
債務者　小林まち子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４８号
札幌市北区北27条西３丁目１番26―401号
債務者　乃生　高行
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６１号
札幌市東区北24条東21丁目４番25号　鈴掛ハイツＡ３号
債務者　秋吉　明美（旧姓榎本）
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６６号
札幌市西区発寒４条４丁目８番17号　マンションきく１号　１Ｆ左
債務者　小田千夜子
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８４号
札幌市南区川沿13条１丁目５番24―101号
債務者　川原田華生（旧姓川口・関崎）
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４０号
盛岡市中央通１丁目12番１号、旧住所盛岡市西青山３丁目12番23号
債務者　青山　果奈
１　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部